入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月17日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長　仲程　倫由

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

（1）　品目分類番号　41

（2）　工事名　宮古伊良部農業水利事業　仲原地下ダム高水排水施設建設工事（※電子入札対象案件）

（3）　工事場所　沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添地内他

（4）　工事内容

施工延長：1,994.555m

施工始点：N0.3+17.000

施工終点：N0.23+4.000

（内訳）

トンネル工　L=1,994.555m

（3r・ホロ形・2r-V-3r・r=0.9m）

仮設工　　1式

磁気探査工　1式

（5）　工期　契約締結日から平成28年1月25日

（690日間）

（6）　使用する主要な資機材

生コンクリート（普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ）

H形鋼（ﾄﾝﾈﾙ鋼製支保工）

（7）　本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準A－I型（品質向上重視型））のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

（8）　本工事は、契約締結後に施工方法等の提

案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

（9）　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に揚げる条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。

（1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は

被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2） 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3） 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、特定ＪＶの代表者は農林土木工事「Ａ等級」に認定されている者であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、農林土木工事「Ｂ等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

（4） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（5） 施工実績

平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、2社の場合出資比率が30％以上、3社の場合20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

特定ＪＶの代表者は、次に揚げる同種工事の実績を有すること。

水路トンネル工事又は道路トンネル工事において、矢板工法、ＮＡＴＭ工法、ＴＢＭ工法のいずれかの施工実績を有していること。

（6） 配置予定技術者の状況

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

イ 建設業法第15条第2号で定められている者のうち１級土木施工管理技

士以外の者とする。

②　平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定JVの代表者は配置予定技術者が上記(5)の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。

(7) 技術提案が適正であること。

技術提案の提出に当たっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。

(8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

（9） 上記1の（2）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（10）「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

（１）　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

（２）　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案及びヒアリング）」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングのための追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を付与する。

③　「加算点」の算出方法は、技術提案及びヒアリングについて評価した結果、得られた「評価点数の合計値」の最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ－１型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

（3）　技術提案について

①　技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案における条件

設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。

③　技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資

格の確認の通知に併せて通知する。

（4）　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認め

られるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

（5） 評価内容の担保

実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取り扱いを行う。

① 違約金の徴収

② 工事成績評定点の減点措置

なお、詳細は入札説明書によるものとする。

4　入札手続等

（1）　担当部局

〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館

沖縄総合事務局総務部会計課

支出負担行為第二係　石川正之

電話　098-866-0031（内線　81341）

（2）　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

・提出期間：平成26年2月10日から

平成26年2月26日まで

・提出場所：上記4の（1）と同じ。

・持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

（3）　入札説明書の交付期間、場所

①　交付期間　平成25年12月17日から

平成26年2月20日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

②　場　　所　上記4の（1）と同じ。

③　その他　配付資料は無料である。

（4）　申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成25年12月17日から平成26年1月17日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

②　提出場所　上記4の（1）と同じ。

③　提出方法　上記①期間までに電子入札システムにより提出すること。

なお、申請書及び資料が、3MBを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び資料）を紙形式により持参又は郵送（書留郵便等の配送記録が残るものに限る。平成26年1月17日17時15分必着）すること

ができるが、申請書及び資料のうち技術提案書（様式１～２）については提出期間内に電子入札システムに登録すること。

④　紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①及び②と同じ。

⑤　その他

ア　申請書並びに資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

ウ　提出された申請書及び資料は返却しない。

（5）　入札、開札の日時、場所及び提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

①　提出期間　平成26年2月24日から平

成26年2月26日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、平成26年2月26日は午後3時まで。

②　提出場所　上記4の（1）と同じ。

③　開　　札　平成26年2月27日

午後2時00分

沖縄総合事務局7階入札室

④　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

（6）　入札説明書に対する質問

入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、電子入札システムにより提出すること。なお、書面（様式は自由）により提出する場合は、上記4（1）に連絡すること。

①　提出期間　平成25年12月17日から

平成26年2月20日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

②　提出場所　書面の場合は、上記4の(1)と同じ。

③　その他　書面の場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

(7)　上記(6)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間　平成25年12月17日から平成26年2月21日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

②　閲覧場所　書面の場合は、上記4の(1)と同じ。

5　その他

(1)　入札及び契約手続において使用する言

語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（2）　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（納付額は請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店は日本銀行那覇支店。なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とする）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行那覇支店）。

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）及び公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（3）　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）　配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことが

ある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

（5）　手続における交渉の有無　　無。

（6）　契約書作成の要否　　要。

（7）　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　　無。

（8）　違約金

①　本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による裁決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21

項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ　受注者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

②　上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

イ　上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ　受注者が発注者に入札心得第4条の3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③　受注者が上記①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（9）　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る事項のうち、前金払の金額は請負代金額の10分の2以内、また、契約保証金は請負代金額の10分の3以上とする。

（10）　契約後ＶＥ提案について

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の

変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

（11）　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

（12）　関連情報を入手するための照会窓口上記４の（1）と同じ。

（13）　電子入札について

①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係る運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。

（14）　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記２の（3）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の（4）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（15）　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づ

き、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、そ

の後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ　受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局管内直轄工事（農林水産部工事）において、本入札公告を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者 1 名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

a　工事成績70点未満の評定を通知された者。

b　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

c　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

d　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

（16）　低入札価格調査対象工事に係る対策について

①　次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下②～④の対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階。

イ　施工体制点検段階（施工体制確認の

ための追加資料との整合確認を含む。）。

ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

総合評価落札方式の場合1年間にわたり，当該企業の総合評価落札方式による加算点を50％マイナスする。

③　上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した沖縄総合事務

局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後，再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

④　当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

（17）　出来高部分払方式について

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（18）　詳細は入札説明書による。

6　Summary

（1）　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Noriyoshi

Nakahodo,Director of the General Affairs Department,Okinawa General Bureau,Cabinet Office

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract: Construction work of the Nakahara Subsurface Dam Flood Drainage Facility, Miyakoirabu National Irrigation Project.

(4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:30 P.M.,17 January 2014

(5) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4:00 P.M., 26 February, 2014, in case of submission by document: 3:00 P.M., 26 February, 2014,

(6) Contact point for tender documentat-

ion : Masayuki Isikawa, Accounts Division,General Affairs Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 O-moromachi,Naha City Okinawa 900-0006 Japan, TEL 098-866-0031 ext. 81341